

利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 一般社団法人 日本造血細胞移植データセンター（以下「法人」という。）にて行われる研究の実施者及び関係者の利益相反を適切にマネジメントするため必要な事項を定めることにより、研究、ひいては社会貢献の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「利益相反マネジメント」とは、法人の研究者が研究を行う上で、その活動や成果に基づき得る個人的な利益が、研究者としての責務又は研究実施にあたり必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念されないよう適切に管理することをいう。

(委員会)

第3条 利益開示を受け、利益相反に関する審議は倫理審査委員会が行う。

2 委員会に関し必要な事項は、法人倫理審査委員会規約の定めによる。

(審査方法)

第4条 審査及び判定に関する事項については、別途定める「利益相反マネジメント実施細則」に則り行う。

(利益開示)

第5条 法人における研究実施者及びその者の配偶者、併せて生計を一つにする扶養親族（一親等）は、利益を開示しなければならない。

2 利益開示が必要とされる行為及び状況は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 経済的な利益関係 株式保有、知的財産、金銭的収入、借入、役務提供等。

(公的機関から支給される謝金等を除く)

(2) 経営関与 役員、顧問等への就任等。

(改廃)

第6条 本委員会規約の改廃は、本委員会の決議によって改廃内容案が決定・起案された後、理事会の承認によって確定されるものとする。

附 則

この規程は、平成26年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月5日より施行する。